

◎新潟県教育委員会告示第4号

新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第5条第1項及び第26条第1項の規定により、次の物件を新潟県文化財に指定する。

平成27年3月24日

新潟県教育委員会 委員長 外山 迪子

第5条第1項の規定による有形文化財の指定

種別	名称	員数	所在地	所有者・管理者
有形文化財 (彫刻)	木造聖観音菩薩坐像(旧長坂寺伝来)	1 軀	上越市東雲町2丁目3番19号	宗教法人徳泉寺
有形文化財 (考古資料)	吹上遺跡出土品	1,320点	上越市春日山町1丁目2番8号 (上越市埋蔵文化財センター)	上越市
有形文化財 (考古資料)	小泊窯跡群出土品	102点	佐渡市西三川1070番地1 (旧西三川中学校体育館) 佐渡市八幡2041番地 (佐渡博物館)	佐渡市

第26条第1項の規定による民俗文化財の指定

種別	名称	所在地	保護団体
無形民俗文化財 (風俗慣習)	越後の凧合戦習俗	新潟市南区白根・西白根 三条市上須頃 見附市今町 長岡市中之島	白根凧合戦協会 三条凧協会 今町中之島大凧合戦協会